

吉池一彦家文書目録と目録作成について

- 1 本文書は、市内小河原地区の吉池一彦家が所蔵する文書である。

吉池家は小河原村北組にあつて名主などの村役人を世襲し、松代領支配村々の肝煎役・蔵本(元)役も勤めたとされ、儀八 — 清三郎 — 作右衛門 — 直吉と数代にわたる多量の史料が受け継がれてきている。小河原村は、須坂領ではなく松代領であることから、須坂市域における松代領の支配関係の実態が把握できるたいへん貴重な史料群である。

今回吉池一彦氏のご理解により、須坂市文書館において史料整理・目録化することができた。

- 2 本文書には近世初期の史料は見られず、中期以降宝暦期の「御条目」や「大検見様御泊り賄米受取一札」などが見られる。天明・寛政期以降の史料がしだいに多くなり、文化・文政・天保期はきわめて大量となる。とりわけ年代が確定できない「辰正月」や「午正月」などの史料は、そのほとんどが差出人名や宛所名からみて天保期以降のものと推測される。

松代領関係では、代官所・職奉行所・道橋方役所・郡奉行所などから発給された文書に対する「受(請)取覚」や、「御蔵収納」「玄米納」などの受取に関連する史料が多く残る。また、文政3～5年にかけての諸勘定の「割合帳」「割合人別帳」(名主清三郎)なども多く残る。

小河原村は、東寺尾村 — 町川田村 — 福嶋村 — 小河原村と4カ村で廻村される廻状などの留村ともなっており、廻状も残る。

また、衣類反物・染物・薬種・御茶・材木・蚕種などの商取引にかかわる史料や、食べ物など個人消費にかかわる史料も大量に残されている。

さらに、越後国頸城郡武士村からの屋根葺稼渡世にかかわる「村送り一札」など、長野県外とのつながりを示す貴重な史料も残る。

- 3 これらの史料を「吉池一彦家文書目録」として、目録を作成した。

『須坂市域の史料目録』の連番整理番号「075」(75番目)に位置づけ、史料番号は「075-A-1」から開始して、整理ラベルを貼付した。

文書目録の配置は時系列を主としたが、年代が確定できないものが多く必ずしも年代順とはなっていない。史料総点数は、以下のように2389点と大量の点数を数える。

尚、BおよびC分類は後日搬入された史料で追加分Ⅰ・Ⅱとして扱った。

記号	分類項目	史料番号	史料点数
A	江戸期中心	1,125	1,657
B	追加分 I	688	708
C	追加分 II	24	24
合 計		1,837	2,389

4 史料目録の作成に当たっては史料活用の便を考慮して、以下のようにした。

- (1) 史料名は、原則として史料中に記載された表題を記したが、「覚」や「一札」とのみ記された文書には、次のように「染物代金受取覚」「御触請取覚」や「蚕種預り一札」など内容がわかる表題を作成して掲げた。

書簡については、その内容を()で要約略記した。

また、同一内容史料や袋入り史料には枝番号をつけ、次のようにした。

075-A-11-1

075-B-15-3

- (2) 史料の中には、何点かの史料をまとめて紐綴じたものがあるが、前記同様に枝番号で処理した。

- (3) 史料形態については、次のように略記した。

紙（一紙）、横（横帳）、横半（横半帳）、 縦（縦帳）、 袋（袋状・袋入り文書）、 冊（書籍・冊子）、など

- (4) 備考には、できる限り上納金・品物代金・借入金などの金額、また「御触」「御用状」などの発給者名を記した。

5 本史料目録が、小河原地区をはじめとする多くの須坂市民に活用されることを期待する。さらに、研究者等による調査・研究の発展を願う。

6 本史料目録は、須坂市文書館の下記専門員が分担して作成した。

井上光由

田子修一

大塚尚三

2018年9月28日 （11月9日追記）

須坂市文書館